

すべての人がいきいきと

安心して暮らせるまちへ

地域社会において、介護や貧困・障がいといった複数の問題を同時に抱えるなど、問題が複雑化・複合化したケースが増加傾向にあります。背景には社会的孤立や孤独などがあり、解決するためには、地域で生活するさまざまな人たちの問題を「他人事」ではなく「自分事」として考え、お互いにつながり、支え合うことが大切です。「障害者週間」は国民一人ひとりが障がいの者への福祉について理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的としています。

この機会に「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合う社会）」の実現に向けて、一人ひとりが普段の生活の中でできる配慮や工夫をしていきたいと思います。

障がい理由とする差別をなくしましょう

障がいの有無にかかわらず、全てのひとが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、行政機関や事業所に次のことを求めています。

▶ポイント1「不当な差別的取り扱いの禁止」

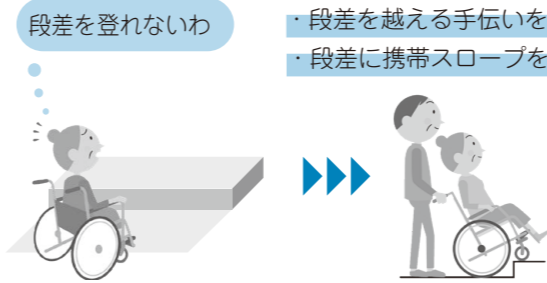
障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

▶ポイント2「合理的配慮の提供」

障がいのある方から社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応を求められたときに、**過度の負担とならない範囲**で対応することを求めています。

例えばこんな配慮ができます

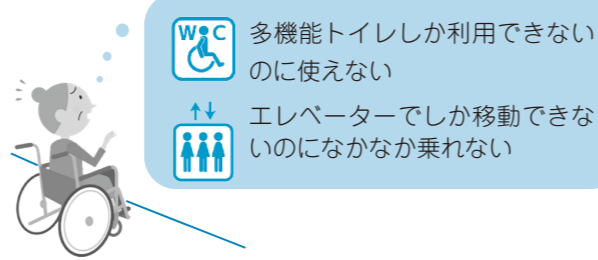
- ・段差を越える手伝いをする
- ・段差に携帯スロープを架ける



わたしの街に心のバリアフリー

「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考えを持つすべての人々が、相互理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。障がいのある人にとって、どのような配慮や支援が必要なのかを知り、障がいについての理解を深めていきたいと思います。

《こんなことに困っています》



《わたしたちにできること》

エレベーターや多機能トイレは車いすを利用している方や高齢者など、必要としている方を優先しましょう



地域共生社会に向けた取り組み

第4回 地域共生社会推進全国サミット in つるが

平成30年より「地域共生社会」をテーマに開催しており、令和4年度は敦賀市でサミットが開催されます。

※地域共生社会推進全国サミット

すべての人が、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域共生社会の実現に向けた取り組みなどを考えるイベントで、市民のほか、地域福祉やまちづくりを推進する関係者が全国から集まり、講演会などを通じて理解を深めます。

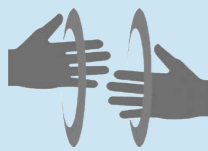


お気軽にご相談ください！

相談窓口を設置し、障がいのある方やその家族などからの相談に対応しています。日常生活において何かお困りなことがあればお気軽にご相談ください。

| 名称 | 住所 | 問合せ先 |
|-------------------------|-------------|----------------------|
| 敦賀市役所地域福祉課 | 中央町2丁目1番1号 | ☎22-8176 ☎22-8163 |
| 敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」 | 東洋町4番1号 | ☎22-8811 ☎22-3785 |
| 敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」 | 神楽町1丁目3番20号 | ☎20-4565 ☎20-1139 |
| 地域活動支援センター「はあとぼーとさくらヶ丘」 | 桜ヶ丘町8番8号 | ☎24-4848 ☎24-4570 |

手話マーク



「手話で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援と障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

耳マーク



耳の不自由な方が、聞こえが不自由なことを表すのに使用します。また、施設などが、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

身体障害者標識 (身体障害者マーク)



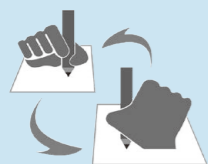
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示します。

聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示します。

筆談マーク



「筆談で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

ハート・プラスマーク



身体内部に障がいがある人を表しています。身体内部の障がいは外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあり、配慮が必要です。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がい者のためのマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

ヘルプマーク



義足や妊娠初期の方など、外見から分からない配慮などが必要な方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

障がい者に関するマークは、国際的に定められたマークや法律に基づくもののほか、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。障がい者に関するマークなどを見かけた際には、障がいのある人が行動しやすいよう、ご理解とご協力をお願いします。

障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が安心して利用できる施設であることを表します。車椅子を利用する障がい者に限定したものではなくすべての障がい者を対象としたものです。

